

令和5年4月13日

公益社団法人 全国消費生活相談協会  
理事長 増田悦子 殿

株式会社 Omiai  
代表取締役 CEO 清水 宏昭

## 回答書

(令和5年1月5日付「ご連絡」について)

前略、貴協会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、令和5年1月5日付「ご連絡」に対しまして、以下のとおり回答させていただきますので、ご査収ください。なお、Omiai 事業は、令和5年3月1日、株式会社ネットマーケティングから吸収分割にて株式会社 Omiai に承継されましたため、当社より回答する次第です。

## 記

### 第1 ご要望の概要

貴協会より、下記のとおりご要望をいただいておりますところ、後記第2及び別添において回答申し上げます。

- 1 令和4年11月10日付「回答書」において提出した資料6、7が最終確認画面であると考えられる場合には、「支払方法を提供している各社のページ」を提出すること、または、最終確認画面が別に存在する場合には、その画面をキャプチャーしたものを提出すること
- 2 前記1において、資料6、7が最終確認画面である場合には、改訂後の利用規約第9条をそのまま掲載することについて検討すること
- 3 本件アプリについて出している、いわゆる「インターネット広告」を提出すること

### 第2 ご要望への回答

#### 1 最終確認画面に関して

前記第2・1のとおり、既に提出した資料6・7が最終確認画面であるか、ある場合には、「支払方法を提供している各社のページ」を提出するようご連絡をいただきました。

この点、頂戴いたしました「ご連絡」においてご説明いただいておりますとおり、「特定申込みに係る…手続が表示される映像面」（特商法 12 条の 6）とは、消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面を指しますが、契約の申込み内容の確認画面の後に、クレジットカード情報等の決済に必要な情報の入力等の手続のみ別の画面に遷移して行い、決済事業者による承認が完了した段階で契約の申込みが完了するような仕様の場合には、当該遷移をする前の、契約の申込み内容の確認画面が最終確認画面に当たるものと考えます（「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」 2 頁）。

本件でも、既に提出させていただきました資料 6、7 の画面の後にクレジットカード情報等の決済に必要な情報の入力等の手続を行う画面に遷移するところ、当該画面に遷移する前の、資料 6、7 の画面が最終確認画面に該当すると考えます。

したがいまして、当該クレジットカード情報等の決済に必要な情報の入力等の手続を行う画面を提出します（別添 1・2）。

## 2 最終確認画面への改定後の利用規約第 9 条の掲載

当社内で検討いたしました但、記載スペースの関係で改訂後の利用規約第 9 条をそのまま掲載することは難しいと判断いたしました。ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 3 インターネット広告の提出

前記第 2・3 のとおり、いわゆる「インターネット広告」を提出するようご連絡をいただきました。

この点、令和 4 年 11 月 17 日付「回答書」において提出させていただきました、特商法に関する表示（同「回答書」における別添 8）を含めた、同回答書における別添 4、5 が「インターネット広告」に該当するものと考えます。

以上